

「comorebi」登録サロン覚書

株式会社 ウイルエー 御中
御中

当サロンは、株式会社ウイルエーが保有するブランド【コモレビ】を取扱う際には、コモレビ取扱店として本覚書に記載されている条項を遵守し、下記事項に定める内容を承諾いたします。

第1条（目的）

コモレビ製品は、地域選定美容室（※都道府県市郡村別選定）（※10万人に1件換算）（※スタッフ数3名以上在籍）が取扱える商品であり、無差別に取り扱いサロンを作らず、お互いの利益と繁栄を確保することを目的として、本書を締結する。

第2条（取扱店の資格）

当サロンは、本書を締結することによりコモレビ製品の取扱いの資格を取得します。

本登録サロン覚書の有効期間は締結日から1年とする。但し登録後半年以降に行う商品購入確認日から直近半年以内に5万円以上の注文がない場合、取扱店の地位を喪失するものとします。期間満了1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかが解約の申入れをしない場合には、本書はさらに満1年間自動的に延長され、以後も同様とする。

第3条（販売及び価格）

- 1) 当サロンは管轄代理店が推奨する標準価格でコモレビ製品を購入し、株式会社ウイルエーとの取引上の信頼を損なう乱売、転売、又は譲渡をしない。
- 2) 当サロンはコモレビ製品を初回導入代理店からのみ導入し覚書を交わしていない代理店からの購入を一切行わないこととする。※万が一、発覚した場合、ウイルエーは管轄代理店への出荷を中止、取扱店の地位を喪失するものとします。

年 月 日

取扱店

住所

電話番号

FAX 番号

代表者名

印